

特別目的会社の連結に関する検討について

1. テーマ協議会からの提言 - <参考1> 参照

近年、特別目的会社を利用した取引は急拡大するとともに、複雑化・多様化しており、当該取引に係る会計処理に関する企業及び監査人の判断が相当に難しくなっている。実務上の判断が困難なものの中には、金額的重要性があるものも多く、早急に検討する必要がある。

このうち、「特別目的会社に関する連結上の取扱いの根本的な考え方」については、中長期間を要するものとして示されているが、以下を含む特別目的会社の連結に関する事項は、短期的なテーマとして提言されている。（JICPAの提言書については、<参考2>参照）

開発型の特別目的会社の連結上の取扱い

会社に準ずる事業体に関する連結上の取扱いの具体的な判定方法（会社以外の事業体（組合¹など）に対する実質支配力基準の具体的な適用方法など）

特別目的会社への影響力基準の適用（関連会社に該当するか否か）

2. 今後の対応(案)

今後の対応としては、テーマ協議会からの提言にあるように、2段階（短期的な対応と中長期間な対応）で進めてはどうか²。

テーマ協議会においては、上記の提案内容に沿って可能な限り早く着手すべきとの意見が多数を占めたものとされていること

一方で、テーマ協議会でもJICPAの提言書でも、「根本的な考え方」については、相応の時間がかかるものと認識されていること

また、短期的な対応（一定の期間で成果が見えるような対応）としては、以下の点を考慮して進めていくことが適当と考えられるかどうか。

- ・ 現実には多種多様な形態があり、一定の類型を部分的に扱っても、それを回避するような取引が行われることになる。
- ・ 子会社に該当しないものと推定する特別目的会社につき、実務上の取扱いが統一されていないため明確化すべきという意見もあるが、そのためには、中長期的な対応が必要

¹ 例えば、これは、投資事業組合やベンチャー・キャピタルとして利用されている。

² さらに、この方法は、中長期間な対応（連結の範囲に関する「特別目的会社の取扱い」についての根本的な考え方の整理）を独自に行うのではなく、短期的な対応（一定の期間で成果が見えるような対応）を図るための議論の際、念頭に置きながら進めていくものであり、一層効果的な検討も期待できる。

審議資料（６）

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

と考えられる「根本的な考え方」を整理しなければならない可能性がある³。

- ・ JICPA の提言書でもテーマ協議会での意見でも、特別目的会社に関するディスクロージャーを充実させていくことが、より早く解決できるという見方がある。

具体的な検討方法としては、「特別目的会社専門委員会」を設置し、速やかに検討を開始する。

³ 一方、連結対象となる子会社に含まれる会社以外の事業体（組合など）については、「根本的な考え方」が確立しており、これらについての実務を踏まえ、より具体的な取扱いを短期的に示すことが考えられる。会社以外の事業体に対する指摘については、＜参考3＞参照。

<参考1> 第10回テーマ協議会提言書（平成17年12月20日 第95回企業会計基準委員会資料から）

1. 提言するテーマ

特別目的会社を利用した取引に係る会計基準等の整備（特に、下記2（2）イ「特別目的会社の連結に関する事項」については、実務に与える影響が大きいため、早急に検討をお願いしたい）。

2. 提言理由

（1）問題の所在

近年、特別目的会社を利用した取引は急拡大するとともに、複雑化・多様化しており、当該取引に係る会計処理に関する企業及び監査人の判断が相当に難しくなっている。実務上の判断が困難なものの中には、金額の重要性があるものも多く、早急に検討する必要がある。

本テーマについては過去にも提案がされているが、「特別目的会社を利用した取引に係る会計基準等の設定・改正に関する提言」（平成17年9月30日 日本公認会計士協会監査・保証実務委員会）に記載のとおりの問題が認識されたため、再度提案するものである。

（2）検討の範囲・緊急性

イ．短期的なテーマ（開発期間1）

特別目的会社の連結に関する事項

- ・ 開発型の特別目的会社の連結上の取扱い
- ・ 会社に準ずる事業体に関する連結上の取扱いの具体的な判定方法
- ・ 特別目的会社への影響力基準の適用（関連会社に該当するか否か）

その他の事項（「特別目的会社を利用した取引に係る会計基準等の設定・改正に関する提言」及びその概要を示した「特別目的会社を利用した取引に係る会計基準等の整備について(概要)」を参照）

ロ．中長期的なテーマ（開発期間2）

- ・ 特別目的会社に関する連結上の取扱いの根本的な考え方

（3）テーマ協議会委員の意見

上記の提案内容に沿って可能な限り早く着手すべきとの意見が多数を占めた。

一方で、特別目的会社等に関する事項を検討することには異論ないものの、短期的なテーマとしている事項を検討するにしても、現実には多種多様な形態があり、一定の類型を部分的に扱っても、それを回避するような取引が行われることになるため、中長期的なテーマとしている「特別目的会社に関する連結上の取扱いの根本的な考え方」を早急に整理しなければ混乱が生じる可能性がある、したがって、直ちに会計基準等の開発に着手するのではなく、まず特別目的会社等に関する実態分析を行い、その結果を踏まえて会計基準等の検討に入るのが現実的ではないかとの意見があった。

また、中長期的なテーマとしている根本的な考え方の議論の前に、より早く解決できる選択肢として、特別目的会社等に関するディスクロージャーについて検討してはどうかとの指摘もあった。

審議事項（6）

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

<参考 2> 「特別目的会社を利用した取引に係る会計基準等の設定・改正に関する提言」 （平成 17 年 9 月 30 日 日本公認会計士協会監査・保証実務委員会）から

短期的なテーマとして提言されている項目の概要

(1) 開発型の特別目的会社の連結上の取扱い

近年、不動産の流動化による譲渡型の特別目的会社（流動化に際し、自己の所有する資産を特別目的会社に譲渡するタイプ）に加え、以下のような開発型の特別目的会社（当初から特別目的会社が物件の開発行為を行うタイプ）が非常に増加している⁴。

- ・ マンション等の建築のスキーム（例：特別目的会社がマンションを開発し完成後に第三者への譲渡が行われるタイプ）
- ・ 小売店舗・商業施設開発のスキーム（例：特別目的会社が小売店舗・商業施設を建築し完成後に特定の企業に賃貸されるタイプ）

連結の範囲に関する「特別目的会社の取扱い」⁵では、特別目的会社が特定の資産を譲り受けるタイプのスキームを想定されていると思われるが、上記のような開発型の特別目的会社への特則の適用は必ずしも明らかではなく、現状では、これらを連結するかどうかは、財務諸表の作成者や監査人において個々に判断し、また、同じスキームであっても、会計処理や開示が大きく異なっている。

JICPA提言書では、スキームによっては連結に関する特別目的会社の取扱いの趣旨を逸脱し実態から乖離するのではないかという懸念があるが、監査人による実質判断や監査の深度により対応することは、困難な状況となっているため、これらの問題に対する会計処理の取扱いを早急に検討し、実態を適切に反映する会計基準等を整備することが喫緊の課題であるとされている。

⁴ 「不動産の証券化実態調査」（平成17年6月10日 国土交通省）では、「開発中の物件を証券化・流動化することで調達した資金を当該物件の開発事業そのものに充当する、いわゆる開発型の証券化については、平成13年度は44件、2,900億円、平成14年度は76件、4,000億円、平成15年度は84件、5,500億円、平成16年度は123件、5,800億円と着実に増加している。」とされている。

⁵ 「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」（平成10年10月30日 企業会計審議会）の「三 特別目的会社の取扱い」では、特別目的会社については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときに、当該特別目的会社に対する出資者及び資産譲渡者（出資者等）から独立しているものと認め、出資者等の子会社に該当しないものと推定するとしている。

審議事項（６）

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

(2) 会社に準ずる事業体に関する連結上の取扱いの具体的方法の明確化

連結の範囲に関する「特別目的会社の取扱い」では、子会社及び関連会社の範囲に、会社のほか、組合その他これらに準ずる事業体が含まれるとしている。資産の流動化取引においては、従来から匿名組合、任意組合などの他、近年では中間法人を利用するスキームもみられ、会社に準ずる事業体の利用がさらに多様化している。

しかし、これらの会社に準ずる事業体について、実質支配力基準により連結の要否を判定する上では、現状ではその範囲や具体的な方法が必ずしも明らかではなく、作成者や監査人によって異なる取扱いがなされている。このため、JICPA提言書では、形態別にどのような場合に連結に含められるか、連結に含められる場合にはどのように連結されるかについて早期に明確にすることが望まれるとされている。

(3) 特別目的会社への影響力基準の適用（関連会社に該当するか否か）

連結の範囲に関する「特別目的会社の取扱い」では、一定の特別目的会社については、その出資者及び資産譲渡者の子会社に該当しないものと推定するとしており、特別目的会社の関係者が影響力基準を満たす場合は、特別目的会社であっても関連会社となるが、実務上、関連会社と判定することの解釈は定着しておらず、作成者及び監査人によって、異なる取扱いがなされている⁶。また、関連会社とされた場合の連結上の取扱いについても、解釈が分かれているとされている⁷。このため、JICPA提言書では、これらの特別目的会社への影響力基準の適用に関する問題について、具体的な取扱いが会計基準等で早期に明確化されることが望まれるとされている。

⁶ JICPAの提言書では、例えば、相当額の組合出資がある場合には関連会社としている例などが見受けられる一方、相当額の組合出資があっても関連会社としていない例も見受けられるとされている。

⁷ JICPAの提言書では、以下が示されている。

会計制度委員会報告第9号「持分法会計に関する実務指針」第11項では、「売手側である投資会社に生じた未実現損益は、買手側が非連結子会社である場合には全額消去し、関連会社である場合には原則として当該関連会社に対する投資会社の持分相当額（連結子会社の関連会社に売却した場合には、当該連結子会社の持分相当額）を消去するが、状況から判断して他の株主の持分についても実質的に実現していないと判断される場合には全額消去する。」とされている。ここで、特別目的会社を関連会社とする場合で、全額消去するとされている「状況から判断して他の株主の持分についても実質的に実現していないと判断される場合」とは、どのような場合かの解釈が統一されていない。

組合出資により特別目的会社を関連会社とする場合で、特別目的会社の設備建設に係る請負利益などが生じる場合の利益の計上割合についても、解釈が統一されていない。

審議事項（ 6 ）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

中期的な検討課題について

資産流動化法の改正や中間法人法の施行など、法制度の変化も踏まえ、これらに対応していくためには、連結の範囲に関する「特別目的会社の取扱い」の趣旨（譲渡型の特別目的会社については、なぜ実質支配力基準を適用しないのか）を明確化する必要がある。この際、会計基準等設定以後の状況の変化により、現行基準上の運用上、様々な問題が生じているため、現状の基準の趣旨の明確化を図る上では、現状の基準の精緻化を図るべきなのか、根本的な問題を見直すべきなのか（状況の変化に対応してそもそも特別目的会社とはどう定義すべきか、特別目的会社のような性格を持つ事業体はどのような基準で連結すべきか）という視点が必要と思われる。

しかし、どのような場合に、どのような特別目的会社を連結すべきかという問題については、国際的にも議論が収束していない段階でもあり、今後の検討課題と考えられるため、JICPA提言書では、中期的な検討課題としている。

特別目的会社に関する開示

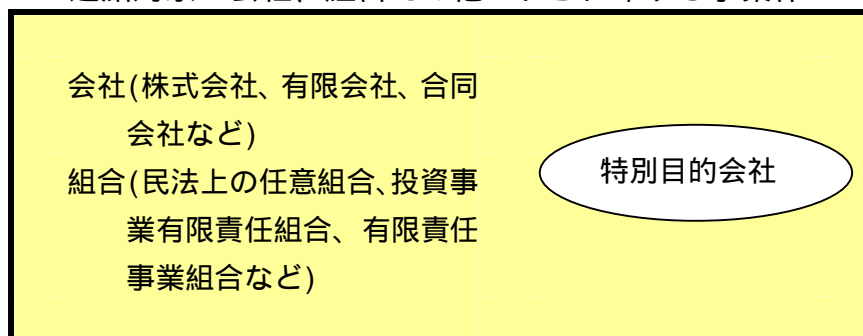
現状の会計基準等では、特別目的会社と一定の関係を有している場合における開示については、明示的には取り扱われておらず、原則的に、偶発債務、関連当事者、担保資産などに該当する場合にのみ注記がなされている（追加情報として一定の注記がなされている例も見受けられる。）。

近年では、特別目的会社との取引が事業上重要なものとなっていることが多くなっていることを踏まえ、JICPA提言書では、適切な情報開示の観点から、特別目的会社を連結しない場合でも、特別目的会社との取引が事業上重要である場合には、特別目的会社の概要、特別目的会社との取引の概要など、包括的な開示の規定が定められることが望まれるとしている。

<参考3>

連結の範囲について

連結対象 = 会社、組合その他これらに準ずる事業体



1. 特別目的会社

（現状）事業内容が限定されている「特別目的会社」については、出資者等の子会社に該当しないものと推定するとされている。

（問題点）近年、特別目的会社を利用した取引は急拡大するとともに、複雑化・多様化しており、当該取引に係る会計処理に関する判断が難しくなっているといわれている。実務上の判断が困難なものの中には、金額的重要性があるものも多く、早急に当該会計処理を検討する必要があるというテーマ協議会からの指摘を受けている。（<参考1> <参考2> 参照）

2. 会社、組合その他これらに準ずる事業体

（現状）連結対象となる子会社の範囲に含まれる⁸。

（問題点）実質支配力基準の具体的な指針について、株式会社を中心に考え方が示されている。このため、実務上、会社以外の事業体に対する具体的な指針等をより明らかにすべきという指摘がある。

⁸ 「親会社」とは、他の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国の法令に準拠して設立されたものを含む。）をいう。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関（意思決定機関））を支配している会社をいい、「子会社」とは、当該他の会社等をいうとされている。